

〔共通論題〕

『金融経済研究』第43号，2021年3月

協同組織金融と地域

——「コミュニティ・バンク論争」の再検討——

新井大輔

1 はじめに

本稿で取り上げる「コミュニティ・バンク論争」は、日本の経済・金融の構造が歴史的転換点を迎えた1970年代¹⁾に、地域金融機関としての信用金庫のビジョンをめぐって、信用金庫の経営者たちや業界と密接な関係を持つ専門家が、信用金庫制度の存在意義にまで踏み込んで、率直な議論と相互批判を展開した重要な論争である。

信用金庫制度の存在意義をめぐっては、1960年代後半の金融制度調査会（以下、金制調）において議論されいったん決着していたが、1970年代の「コミュニティ・バンク論争」では、地域金融機関としての路線をめぐる業界内部の対立が表面化した形で、改めて信用金庫の存在意義が問われたのである。その背景には、高度成長の終焉とそれに伴う都市銀行の中小企業金融への参入という市場構造の変化があった。

この地域金融機関という一見当たり障りのない言葉には、協同組織性と金融機関性を併せ持つ独特な制度である信用金庫の歴史的な発展の中で、重大な意味が付与されてきた。信用金庫は、元来閉鎖的な性格を持つ協同組織という形態を取りながら、員外取引を認められていることで一般的な金融機関としての開放性（公共性）を有しており、それゆえに高度成長期までに協同組織金融の枠を大きく越えて、地域の多様な主体を顧客とする「地域金融機関」へと発展してきた。信用金庫業界は、金融機関としての成長と協同組織性の希薄化との折り合いに苦心しつつ、1961年に地域金融機関という自己規定を行ったのである。

このように、信用金庫にとっての地域金融機関という概念は、基本的にその一般的な金融機関としての側面を表すものであり、それを強調することは、もう1つの側面である協同組織性の位置づけいかんによっては、信用金庫制度の存在意義の否定につながりうる。実際に、「コミュニティ・バンク論争」では、地域金融機関として発展してきた信用金庫が、時代の転換点において、自らの協同組織性をどのように評価し、位置づけるのかということが争点となった。

しかし、1980年代に入る頃には「コミュニティ・バンク論争」は、その問題意識とともに過去の

1) 高度成長の終焉に伴い、1970年代以降の先進資本主義国においては、マクロ的資金循環構造の転換と、それが引き起こす金融市場の構造変化、および金融制度改革と金融業における産業組織の再編という、共通の変化が生じた。

ものとなった。その背景には、日本経済がオイル・ショック後の不況から早期に脱出し、予想を超える好調な発展を遂げたことにより、信用金庫の業容も順調に拡大を続けたという事情がある。1990年代後半に金融システムが大きく揺らぎ、多くの信用金庫が経営危機に陥ったが、そこに至るまでの間、信用金庫が協同組織性の位置づけを再び厳しく問われることはなかった。²⁾

今日、信用金庫における協同組織性の位置づけを再考することは、1970年代以上に重要な課題となっている。1990年代以降の地域経済の長期的な停滞と、1990年代後半以降の金融危機と劇的な金融再編は、地域金融機関としての信用金庫のあり方を再び問い直した。信用金庫自身、未曾有の再編の中で店舗の統廃合を進めながら大規模・広域化した（その中で中堅クラスの地方銀行に匹敵する規模を持つ「メガ信金」も次々と誕生した）。また、長期的な経営環境の悪化が続く中で、県境を越えた地方銀行の経営統合や、大規模信用金庫の合併がたびたび生じており、今後は業態を超えたさらなる再編の進展が想定される。

そこで、本稿では、「コミュニティ・バンク論争」の再検討を通じて、地域金融機関として発展してきた信用金庫が、1970年代という歴史的転換点において、自らの協同組織性をどのように評価し、どのような位置づけを与えたのかを明らかにしたい。以下ではまず、2で信用金庫の地域金融機関としての歩みを概観し、業界の対立が表面化するまでの経緯を説明する。3では、「コミュニティ・バンク論争」における各論者の主張を整理し、その中で協同組織性の位置づけを明らかにする。4では、オイル・ショック後に定着した実際の信用金庫の地域金融機関としての方向性との関係で「コミュニティ・バンク論争」を振り返る。

2 「コミュニティ・バンク論争」の歴史的背景

2.1 信用金庫の「地域金融機関」への発展——戦前～1960年代前半

信用金庫の前身である市街地信用組合は、銀行から融資を受けられない都市の小規模商工業者の資金難を背景に、1917年に「産業組合法」が改正され、市街地の信用組合に員外預金の受入れや手形割引などが認められたことによって誕生した。市街地信用組合は、1922年の銀行恐慌、翌1923年の関東大震災以降、中小企業金融の担い手として急速に成長した。また、金融統制下の1943年には、単独法である「市街地信用組合法」が施行され、大蔵省の専管となった。³⁾

終戦後、市街地信用組合（435組合）は1949年の「中小企業等協同組合法」によって再び信用（協同）組合として一括りにされたが、1951年の「信用金庫法」により旧市街地信用組合を含む560組合が員外預金等を認められた信用金庫へ転換し、再出発することとなった。⁴⁾ 信用金庫は、復興期、高度成長期を通じて中小企業の旺盛な資金需要に応えることで他業態を大きく上回るペースで業容を拡大した。⁵⁾

このような急速な業容拡大の中で迎えた10周年記念全国信用金庫大会（1961年10月）において、信用金庫の経営理念についての業界の統一見解である「信用金庫発展の基本方向」（以下、「基本方

2) 1988年の金制調第一委員会答申「相互銀行制度のあり方について」を経て、1992に相互銀行法が廃止された（相互銀行67行は1989-90年に普通銀行〔第二地方銀行〕に転換した）のとは対照的に、1989年の金制調第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」では、対象の専門性を有する協同組織としての信用金庫の存在意義が明確に肯定された（村本（2015）、105-110頁）。また、信用金庫の普通銀行への転換は1991年の八千代信用金庫（現・きらぼし銀行）の1件だけである。

3) 村本（2015）72頁。

4) 全信協編（1977）86-103頁。

5) 1955-63年度の預金増加率は、都市銀行の4.86倍、地方銀行の5.38倍、相互銀行の6.55倍に対して、信用金庫は9.25倍であった（同上、195頁）。

向」が決議され、⁶⁾ 信用金庫業界はこの時初めて自らを地域金融機関と規定した。「基本方向」では、信用金庫が「地域内の全企業、全生活者」を包括する地域金融機関を目指すことが、次のように宣言されている。

「信用金庫は、今後ますます地域金融機関に徹していくことが主要な目標である。したがって、地方行政とも密着し、地方産業を育成し、地区内の金融に関するすべてに関連をもち、指導的地位を確立してゆかなければならない。また、従来中小企業専門金融機関を標榜してきたが、地域金融機関として完成してゆくためには、中小企業を中心とし、地域内の全企業、全生活者と結合してゆかなければ、その目的は達成せられない。」⁷⁾

また、「事業区域は経済圏全体とし、少なくとも府県単位、場合によっては隣接府県をもその区域とすることができるよう行政指導の転換を要請するものである」と、活動範囲の地理的拡大を志向している。

「基本方向」は、本来の協同組合の原則を大幅に修正することで拡張された金融機関的性格が信用金庫の急速な発展を可能にしたのであるから、今後もその発展に応じた組織の修正が必要であることを強調している。その上で、信用金庫の協同組織性は次のように位置づけられた。すなわち、「協同組織の理念は、事業の大衆性ならびに運営の民主性を確保し、正しい地域金融機関として発展してゆくために重要な役割をもっている」という位置づけである。⁸⁾

一方、行政当局は「基本方向」を、次のようにはっきりと「一般金融機関」への方向転換として受け止めている。

「信用金庫は信用組合として発足以来比較的小地域で協同組織の金融機関として成長してきたが、これを『基本方向』ではもっと広い地域を持った中小企業を主体とする一般金融機関としての機能を備えたものに作りかえていこうと云うことをきめられたのである。これは考え方によっては正に革命的とも云うべき性質の飛躍である。」⁹⁾

「基本方向」において地域金融機関という一般的な金融機関としての自己規定を行ってから、信用金庫はその発展の中で、その都度自らの協同組織性の位置づけを繰り返し問われることになった。それは、協同組織性と金融機関性という矛盾を含んだ信用金庫制度の維持を前提とする限り、信用金庫業界に課された宿命のようなものである。

2.2 「同質化」論と中小企業金融制度の見直し——1960年代後半¹⁰⁾

1960年代後半には、高度成長期に急成長を遂げた信用金庫や相互銀行が銀行と同質化し、その実態が制度と乖離しているという指摘がなされるようになった。¹¹⁾ そこで、日本経済の「開放体制」への移行を背景に推進されていた「金融効率化行政」の下で、中小企業金融制度の再検討が行われ

6) 「基本方向」策定の背景には、創成期の10年間における想定を超える信用金庫の急成長や、それによって浮き彫りにされた管理体制の立ち遅れが、行政および他の金融機関からの注目を集めたという事情があった（同上、220-221頁）。「基本方向」が、信用金庫の規模や事業区域の拡大、経営管理体制の整備、信用金庫間の格差縮小を目指すものとなっているのは、急成長する信用金庫経営の安定性の問題を無視できなくなった行政当局を意識した結果でもある（同上、226-227頁）。

7) 同上、900頁。

8) 『信用金庫二十五年史』は、「基本方向」の当該部分について「協同組織理念に拠って立つところの規模の向上により、合理化を指向する地域金融機関というのが、信用金庫が10周年に当って自分たちで選んだ路線であったといえよう」とまとめている（同上、223頁）。また、「協同組織を追求するのではなしに、協同組織の金融機関としてやっていって隘路を打開することは可能だということで、あらゆる隘路を打開しながら今後の発展に備えていく」地域金融機関という性格を打ち出した」とも述べられている（同上、226-227頁）。

9) 大蔵省銀行局中小金融課長御代田市郎の全信協通常総会（1962年3月）における講演（同上、227-228頁）。

10) 本項の記述は、特に断らない限り、村本（2015）87-103頁、全信協編（1977）314-371頁に依拠している。

た。金制調は、1966年6月に13名の委員から成る「中小企業金融問題特別委員会」を設置し、翌1967年2月、川口弘（中央大学教授）、末松玄六（名古屋大学教授）の両委員、および滝口吉亮金融制度調査官による「3試案」が提出された。

末松試案と滝口試案は、相互銀行と信用金庫における銀行との業務内容の同質化を強調し、両者をまとめて株式会社組織の「中小企業銀行」に一本化すること、およびその上で合併等を通じた規模の拡大により金融の効率化を図ることを提案した。

一方、川口試案では、相互銀行と信用金庫の専門性は、それらの業務内容ではなく、融資対象が中小企業（および個人）に限定されていることによる、景気循環を通じた専門分野への定着という点にあるとし、両者の銀行との同質化を否定した。また、特に信用金庫が中小零細企業分野に定着していること、およびその定着を保証しているのが、融資対象（会員資格）を地元中小企業と住民に限定する地区制限であることを強調し、信用金庫制度の存続を主張した。またその上で、小口の員外貸出や異種転換など、制度の部分的な修正を提案した。

3試案が提示された後、信用金庫業界は信用金庫制度の廃止を提案する末松試案と滝口試案に対して組織を挙げて対策を検討し、小原鐵五郎全信協会長を中心に関係各方面への精力的な説得を行った。特別委員会の委員であった小原は、毎回の委員会の席上においても末松試案と滝口試案に反論し、他の委員の説得に努めた。¹²⁾

特別委員会が取りまとめ、1967年10月の金制調総会で決定された答申「中小企業金融制度のあり方について」は、中小企業金融専門機関制度のほぼ従来通りの存続を認めるものであった。その上で、各業界からの要望を受け入れ、相互銀行と信用金庫の貸出先規模の上限を緩和することで中小企業金融の円滑化を図ること、および異種合併・異種転換、最低資本（出資）金の引き上げなどを提案した。これを受けて、翌1968年6月には「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」と「金融機関の合併及び転換に関する法律」（いわゆる「金融二法」）が公布施行された。

「金融二法」公布施行の直後に行われた信用金庫躍進全国大会（1968年10月）では、信用金庫の新しいビジョンが次のように定められた。

「信用金庫は、今次の制度改正により協同組織の長所を生かしつつ、金融機関的な性格が強化された。

すなわち信用金庫は、地区内の中小企業の育成および国民大衆の生活水準の向上に寄与する専門的かつ地域的金融機関であり、同時に会員制度金融機関として会員の増強をはかりながら、民主的運営により地域内全域の発展をはかる金融機関とならなければならない。

いかえれば、これまでの信用金庫では、現に会員でなければ融資その他の業務を行うことができなかったが、これからの信用金庫では、未加入者であっても将来の予定会員として一定の範囲において取引ができ、また会員にして中堅企業に成長したものについてもこれを卒業生として取り扱い、広く地域内全対象者をその組織のなかに取り入れて専門的、地域的な機能を

11) 衆議院大蔵委員会「金融及び証券に関する小委員会」（1967年7月10日）において参考人として意見を述べた全国銀行協会連合会の田実渉会長は、金融機関の業務内容が同質化していること、その調整のためには制度の改善が必要であることを指摘した。他方、同じく参考人として出席した全国地方銀行協会の平野繁太郎会長は中小企業金融機関制度を単独で大幅に改正することに反対を表明した。このように、当時の中小企業金融機関制度の改正という要求は、主に都市銀行からのものだった（同上、335-336頁）。

12) 小原は後にこの時のことを回顧し、他の委員を諄々と説得した結果、都市銀行や日本興業銀行の代表および末松氏を含む「委員の8割ぐらい」が小原の考えに賛同するようになったと述べている（全信協編（1977）、369-371頁）。

発揮し、協同組織の長所を生かしてその使命を遂行することが可能になったのである」¹³⁾

このように、信用金庫の新しいビジョンは、拡充された機能を活用し、「地域内全対象者」を包括していくということを基調としており、いわば「基本方向」の延長であった。また、事業区域についても「基本方向」と同様、「地区は少なくともそれぞれの経済圏まで拡大すべきである」ことが強調されている。ただし、『信用金庫二十五年史』が、「従来の『基本方向』との相違点としては、会員組織の積極的な見直しが強調されている点を挙げるのが許されるだろう」¹⁴⁾と述べているように、その「制度運営の適正化」および「業務運営の適正化」という項目には、会員制度をその趣旨に即して強化しようとする方策が列挙されている。¹⁵⁾ ここには、明らかに会員制度の意義を強調した金制調の議論の影響が見られる。

2.3 信用金庫の原点回帰と地域密着の推進——1970年代¹⁶⁾

信用金庫制度発足20年という節目に当たる1971年は、信用金庫の地域金融機関としてのその後の方向性を決定づけた年でもあった。1971年度の全信協経営対策委員会では、信用金庫がその制度の趣旨に沿ってどのような発展を遂げているか、また金制調の議論の際に業界として標榜した「中小企業専門の協同組織金融機関」にふさわしい活動が行われているか、という点についての十分な反省が課題となった。そこでは、①「金融二法」で金融機関としての機能が拡充されたことで協同組織性が弱まるのではないか、②金融効率化の問題を経営効率化のみに偏って理解するようになっていないか、③金融活動が大口化し、預金増強のみに主眼が移っていないかといった反省意見が出された。事実、1969年3月末から1972年3月末の間に、預金が1.8倍に増加したにもかかわらず、信用金庫の会員数はこの間にほとんど増加しておらず、協同組織性の希薄化傾向は明らかだった。

その後、1971年8月のニクソン・ショックを受けて、経営対策委員会は、その信用金庫経営および中小企業への甚大な影響を予測し、その対策として、10月の20周年記念全国大会で「地域協調しんきん運動」を提起することを決めた。経営対策委員会は、これを単なる緊急事態への対策としてではなく、信用金庫が原点を振り返り、その独自性・専門性を活かしていく機会として捉えていた。

こうして1971年10月に開催された20周年記念全国大会では、「地域協調しんきん運動」の実施が決定された（実施は翌1972年4月から）。同年12月に定められた「実施要領」では、「本運動は、信用金庫が地域内の中小企業者や国民大衆のなかに分け入り、その結び合いを生かし、また地域社会の実情に合わせて活動を多様化し、金融面を中心に問題解決に可能な限り協力していく」と謳われている。¹⁷⁾ また、「地域社会の繁栄<中小企業の繁栄・家庭生活の向上>なくしては、信用金庫の発展は期待できないのであって、本運動を通じて地域社会と一体関係にある信用金庫の位置づけを明確にしていくことが重要である」とし、各信用金庫の店舗を中心とした懇談会、講演会・研究会、中小企業の育成、地域発展への協力などの活動を提起している。¹⁸⁾

ここに見られる地域金融機関としてのビジョンは、一般金融機関として地域の多様な経済主体を

13) 同上、927-928頁（「信用金庫躍進全国大会決定事項」）。

14) 同上、394頁。

15) 「制度運営の適正化」で挙げられているのは、「会員制度を意義あらしめるために、全戸加入、全戸取引を目標として地域金融機関としての完成をはかる」、「会員の出資による地元金融機関であることを積極的にPRし、会員意識の高揚をはかる」、「総代、役員、その他、信用金庫の諸機関の運営の適正化をはかる」、「常勤従業員については、正しい制度運営の知識を修得せしめる」である。また、「業務運営の適正化」で挙げられているのは、「取引層の組織づくりに特色を発揮して小口零細取引をも積極的に推進し、多数者利用の原則を堅持して大衆に密着する」である（同上、928頁）。

16) 本項の記述は、特に断らない限り全信協編（1977）493-498頁に依拠している。

17) 同上、931頁。

18) 同上、931-932頁。

借り手として包括していこうとするだけでなく、信用金庫独自の地域性を模索しようとするものである。後に詳しく述べるように、「地域協調しんきん運動」はオイル・ショック後に本格化し、信用金庫の「地域密着」および「狭域高密度経営」が強化されていく。

3 「コミュニティ・バンク論争」における地域金融機関と協同組織

3.1 地域金融機関としての信用金庫のビジョン

前節で見たように、1970年代初頭に全信協が打ち出した地域金融機関としての新しいビジョンは「中小企業専門の協同組織金融機関」という信用金庫の原点への回帰と言えるものだった。しかし、1970年4月に京都信用金庫理事長に就任した榊田喜四夫が提唱するビジョン（「コミュニティ・バンク」論）¹⁹⁾は、これとは明らかに方向性が異なっており、全信協のビジョンを支持する論者との間で論争（「コミュニティ・バンク論争」）が生じた。²⁰⁾本節では、「コミュニティ・バンク論争」を通じて展開された双方のビジョンと、そこでの協同組織性の位置づけを整理する。

(1) 榊田喜四夫の「コミュニティ・バンク」論

まずは、榊田の基本的な主張を、1972年に行われた川口弘との対談²¹⁾の中で榊田が語っている内容を通じて明らかにする。榊田は、「都銀が信用金庫分野にまで下りてくることは明らかだ」とし、「このような金融のメカニズムの変化がおきる場合にも、信用金庫が本当に金融機関として必要な存在であるというレーゾン・デートル (raison d'être) をはっきりさせる」ことの重要性を強調している。²²⁾このように、榊田の「コミュニティ・バンク」論には、当時生じつつあった市場構造の変化を踏まえて信用金庫の存在意義を問い直すという問題意識が含まれている。また、榊田は、地域金融機関としての信用金庫の役割について、「地域社会住民がそれぞれ工夫をして、その町をいいものにするという努力」に対して「全面的な援助をする金融機関」であると述べている。²³⁾

榊田の主張のより具体的な特徴は、第1に、「単に企業金融だけではなく、これから発展していく地域社会の個人を対象とした、いろいろな金融サービスを展開していく」と、個人を中小企業と並ぶ融資対象と位置付け、積極的に取り込んでいこうとしていることである。第2に、「金融の面でのサービスと同時に地域社会にプロジェクトを導入し、地域そのものに構造変化をおこしていくとか、生活のためのコンビニエンスを考えていくようなプロジェクトを、信用金庫の立場から地域に提供していく」と述べているように、金融サービスという範囲を超えた、他の公共的な事業にも積極的に関与していこうとしていることである。²⁴⁾

また、そうした役割を担うためには、「地域社会に相当大きな発言力をもつだけの規模と力」が不可欠であるとし、同地域の信用金庫同士の統合を通じて、規模の拡大を図ることを提案している。²⁵⁾

しかし、最も注目すべきは、榊田が、信用金庫同士の統合にとどまらず、「地域金融機関になりうる素地のあるものは、今は名前が信用組合だ農協だといろいろあるが、将来は、うって一丸とな

19) 今城 (2019) によれば、榊田は、1961年の社内報において、今後の京都信用金庫の活動における「コミュニティ・サービス」(社会への奉仕)の重要性を語っている (188頁)。

20) 本稿における「コミュニティ・バンク論争」という呼び方は、川口と榊田の共著書『コミュニティ・バンク論争』に依拠しているが、清成 (1977) は「ビジョン論争」という言葉を使っており (109-110頁)、それがこの論争を指す統一的な用語というわけではない。

21) 川口・榊田 (1977) 所収 (1-56頁)。

22) 同上、9頁。

23) 同上、11頁。

24) 同上、12-13頁。

って地域社会に貢献するために統合されるようなことになるのではないかと考えている」²⁶⁾と、業態を越えた地域金融機関の大規模な統合を積極的に提唱していることである。具体的には、地域金融の再編について次のような方向性が提唱されている。

「日本の各地をみても、相互銀行の力が非常に強いところもあるし、信用金庫の力の強いところもある。地銀がガッチリおさえているところもある。[……] そういう力の強いところが核になって、その周辺のもろもろの金融機関を統合していくような動きになっていくと考えると、これ〔業態を超えた統合——新井〕は、そんなに非現実的なものではないと思っている。国民経済のためには、どうしてもそういう構図をもつことがいちばん大切なことだと思う」。²⁷⁾

このように、榊田が提唱していたのは、信用金庫のビジョンというよりは、地域金融機関一般としてのビジョンであった。

(2) 中小企業専門性に立脚したビジョン

榊田批判の急先鋒は、朝日信用金庫理事（当時）の新八代であった。新が提案するビジョンの基本的な立場は、都市銀行の中小企業分野への進出は選別的であるため、中小・零細企業の資金繰りは相変わらず苦しく、したがって「信用金庫が地域社会の健全で望ましい発展に積極的な役割を果たそうとするならば、その中小企業金融専門性を活かして、中小企業の存続発展に役立つことを基本としなければならない」というものである。²⁸⁾

新は、信用金庫が中小企業金融専門性を活かしながら、地域金融機関として発展していくにあたって、信用金庫のこれまでの広域分散的な店舗展開のあり方が障害となっていることを次のように指摘している。

「金庫業界は、三六年の『発展方向』いらい、みずからを地域金融機関と規定する一方で、その地区を経済圏というところに求め、地区の拡大とそれに伴う店舗の広域配置、すなわち広域分散化をすすめてきた。その結果多くの金庫にとっては、地区とは配置された店舗の店勢圏でおおいつくせないものとなっているのである」。²⁹⁾

「要するに、信用金庫が地域経済に役割を果たすといっても、こういう現実からすれば、その地域とは店勢圏にすぎないことになる。しかしそれでは、社会的に通用する“地域”の概念には当てはまらない」。³⁰⁾

新は、「社会的、経済的に意味のある一定の範囲としての地域は、信用金庫の店舗を中心に考えられるものではなく、店舗とはかかわりのない客観的なもの」³¹⁾であり、信用金庫が、こうした地域全域において専門性を発揮するために、次のような方向性を提唱している。すなわち、「基本方向」以来の拡大路線自体を転換し、「地域協調しんきん運動」が提唱する定期積金の重視と渉外活動の充実を通じて、借り手中小企業に密着する地域金融機関となるという方向性である。新は、そ

25) 同上、12-13頁。「地域社会とのかかわり合いの中での発言力をもつこと、人的資産の面、規模の面とかを中心にして影響力をもつところまでこないことには、地域金融機関の存在はあり得ないと考えている」(13頁)。「以上の考え方の上に信用金庫を再組織していくべきであると思う。日本列島をどう構造改革していくのかという想定もしっかり立てた上で、地域社会にいくつもの信用金庫を置くのではなく、ひとつかふたつに合同していくべきだろうと思う」(13頁)。

26) 同上、19頁。

27) 同上、20頁。

28) 新(1977) 54-55頁。

29) 同上、25-26頁。

30) 同上、26-27頁。

31) 同上、27頁。

もそも信用金庫制度に地区制限が設けられているのは、「銀行的審査にはなじみにくい中小企業金融をよくおこなうためには、経営として地域に定着し、地縁・人縁を基礎にした日常的接触によって、地域内の個々の中小企業の実態、企業主の人柄などをよく把握していることが必要」だからであると主張する。³²⁾ また、「店舗は本店中心の狭域への配置が望ましい」のであり、当局による店舗行政は、「本店中心に地元への集中配置を誘導するよう転換すべきであろう」と主張している。³³⁾

こうした立場は、信用金庫は中小企業金融専門性を有しており、会員（借り手）の企業規模や地区の制限がそれを制度的に担保しているという1966-67年の金制調特別委員会における川口弘の主張に立脚したものである。川口本人は、新の主張を「[榊田の——新井] コミュニティ・バンク論が地域金融機関の一般論を展開して会員組織論の影が薄くなっているのに対して、信金は中小企業金融専門機関の使命感に徹せよという主張——たとえば朝日信金の新氏の説のような——は、専門性を貫く最大の武器として、信金だけの特性である会員組織のメリットを強調している。その点で制度論として明快な立場を私しているといえよう」（原文ママ）³⁴⁾ と評価している。

ただし、新が信用金庫の中心的な貸出先として個人を位置づけることに消極的であった³⁵⁾ のに対して、川口は、榊田が重視する個人向け金融サービスにも、これまで中小企業に対して発揮されてきた信用金庫の借り手密着という特性が応用できると、より積極的に考えていた。³⁶⁾ 川口は『信用金庫二十五年史』において、かつて自身が主張した中小企業専門性を、「中小企業金融を中心とする地域金融機関という専門性」と言い換え、次のように述べている。

「会員制度は信用金庫が中小企業金融を中心とする地域金融機関という専門性に定着するための制度的保証として与えられたものであるが、それを取り去った単なる金融機関としては他の機関と信用金庫との間に何の違いもなくなり、そこでは明らかに規模の利益がものを言う面が大きくなるであろう」。³⁷⁾

川口はまた、制度論は、上述したような一般的な金融機関ではなじみにくい借り手にとってだけでなく、業界の総力結集や共同機構を必要とし、そのために共通の組織形態を持たねばならない地域金融機関にとっても重要だと主張する。³⁸⁾

32) 同上, 123頁。

33) 同上, 119-124頁。また、高度成長期における店舗の広域分散化による信用金庫の地域性の希薄化を反省し、今後は店舗を本店中心に凝集化すべきであるという大阪の十三信用金庫（現・北おおさか信用金庫）の田辺昭彦の発言を紹介している（121頁）。

34) 川口・榊田（1977）52頁。

35) 新は榊田の主張に対して、「地域住民とか個人とかいうが、中小企業によって生活する人びとはその地域住民、個人の大きな部分を占めている。中小企業の存続発展なしにその人たちの生活の向上や福祉などはありえない」と反論している（新（1977）、55頁）。

36) 「小口長期の借り手である個人が、会員組織という組織形態に特になじみやすい融資対象としての一面をもっていると思う。少なくとも他の機関と違って、会員組織の信用金庫であってはじめて可能になるような、そういう借り手密着性がこの分野で発揮できるのだとすれば、それは信用金庫の一つの専門分野、おそらく二次的ではあるとしても、中小企業分野に付随的な専門分野としてとり込んでいくべきでしょう」（川口・榊田（1977）、53頁）。また、信用金庫の特性である「定積預金など足で集める預金や、限定された地域内での相対的に密度の高い店舗配置などによる預け入れの容易さ、その意味での預金者への密着性」は、個人の預金者を取り込んでいくことに役立つだけでなく、「情報提供や文化活動援助などに関する住民預金者の要求の吸い上げ、高密度店舗網を通じての域内決済機能や自由な預金引出しの便宜、預金者の資産運用や借入れ計画などについてのコンサルティングなど優位に立つ可能性を与えるであろう」と述べている（同上、69頁）。

37) 全信協編（1977）531頁。

38) 同上、50頁。

3.2 各論者における協同組織性の位置づけ

協同組織ならではの専門的借り手への密着という特性を發揮すべきとする新や川口のビジョンに対して、榊田が目指す地域金融機関は、何よりも、広域の経済圏を営業地区とし、そこで大きなシェアと影響力を持つ大規模な地域金融機関である。それは1961年における「基本方向」の延長線上に位置するビジョンであると言える。そこでは、信用金庫の協同組織性がどのように評価され、位置づけられていたのだろうか。

すでに見たように、「基本方向」では希薄化する協同組織性について、その理念が「事業の大衆性ならびに運営の民主性を確保し、正しい地域金融機関として発展してゆくために重要な役割をもっている」と位置づけていた。榊田も「考え方としては、協同組織であることは、実に有利であって、私たちの宝ものだ、本質だと思っている」³⁹⁾と、協同組織の理念に賛同を示しており、この点でも「基本方向」との大きな違いはないと思われる。

しかし、「基本方向」と榊田の「コミュニティ・バンク」論では、時代背景が全く異なる。「基本方向」で言われている協同組織の理念としての役割は、高度成長期に信用金庫が金融機関として急成長していたからこそ説得力があった。しかし、金融機関としての成長が鈍化し、競争が激化する下では、正しく発展することよりもいかに生き残るかの方が優先されるのは当然である。都市銀行の参入によって地域金融機関の存続が危ぶまれる時代が迫っていると考えていた榊田は、上記の賛同の後、「こういう時代になってくると、相互銀行も今までのやり方ではダメだということから逆に地域集中にきりかえてくるから、おそらく実際には、協同組織だから強いのだという余地はないように思う」⁴⁰⁾と述べ、「地域に密着するというのは、信用金庫は制度的にそうさせられているが、相互銀行でも密着することはいくらでもできる」⁴¹⁾と、営業地区の制度的制約と実際に地域に密着することとの関係を否定し、相互銀行や地方銀行であっても榊田の目指す地域金融機関になりうることを示唆している。⁴²⁾ 会員制度における地区制限がもたらす地域密着への効果を否定するということは、すなわちそこから生まれるとされる中小企業専門性を否定することである。この点で榊田の立場は非常に明確であり、「そういう〔京都信用金庫のような——新井〕広がりを考えられないところが仕方なしに自分のところは中小企業金融機関なのだといわざるをえない現状ではないだろうか。これは金融機関としては、敗北の弁以外の何ものでもないと思う」と述べている。⁴³⁾

このように、榊田のビジョンにおいては、協同組織（信用金庫）であるかどうかは2次的な問題でしかなかった。⁴⁴⁾ 信用金庫制度に対するこのような評価は、先述の業態を超えた地域金融機関の再編論につながっているだけでなく、信用金庫業界の総力結集を否定することにもつながっている。⁴⁵⁾

39) 川口・榊田（1977）25頁。

40) 同上、25頁。

41) 同上、25頁。

42) 「信用金庫にかわる仕事を相互銀行がやるとすれば、それは相互銀行の領域になる。〔……〕私はそれでいいと思っているわけです」（同上、25-26頁）。「株式組織でも同じように地域社会をインボルブ（involve）し地域社会の中で仕事をすすめていけば、それが協同組織でなくとも、殆ど変らない効果ももたらす社会情勢になっていくと思う」（同上、22頁）。

43) 同上、13頁。

44) 榊田は「今の制度、組織をかえるつもりはないが、これでなければいかんということはないと思っている」と述べている（同上、32頁）。

45) 「信用金庫の業界としてどうするかということは、あまり考えていない。業界としては大事なことだが、国民生活にとって信用金庫業界の論理をおしすすめていく方がいいことなのかどうか疑問を感じている」（同上、21頁）。

このように見てくると、「コミュニティ・バンク論争」の最大の争点が、会員制度が保証する信用金庫の専門性の評価にあったことが分かる。信用金庫の専門性を肯定する川口や新は、それが地域の資金需要の充足というメリットをもたらすと主張するのに対して、信用金庫に専門性はないと考える榊田は、会員制度はもはや不要であるという立場に立つことになった。⁴⁶⁾ 榊田は、信用金庫制度の即時廃止や、制度からの離脱（普通銀行への転換）を主張したわけでないが、専門性はないという一貫した立場から、信用金庫業界が結束して会員制度の維持を訴え続けることに疑問を呈し、信用金庫の運命を競争に委ねる形で将来的な地域金融機関の業態を超えた統合を主張したのである。⁴⁷⁾

4 オイル・ショック後の信用金庫と「コミュニティ・バンク」論の変化

4.1 オイル・ショック後に本格化した「店周」（狭義の地域）への密着

1971年10月の20周年記念大会において決定された「地域協調しんきん運動」は、1972年4月から実施に移された。これ以降、信用金庫の地域金融機関としてのあり方は、実態としてはどのように変わっていったのか。

当初は、ニクソン・ショックを契機とした、金融の超緩慢と公共事業を中心とした大規模な財政出動、年15%の賃上げによる消費需要の拡大、中小企業の合理化設備投資需要の拡大などを背景に、信用金庫をはじめ金融機関の貸出は急増しており、さらにそれを「列島改造」ブームが促進するという状況であり、「地域協調しんきん運動」への取組みはすぐには本格化しなかった。しかし、1973年秋のオイル・ショックを契機に、中小企業の経営が悪化し、資金需要が低迷したこと、都市銀行との競争が一層激化したことにより、1974年度には、信用金庫における預金と貸出の伸びが急低下した。信用金庫は、このようなオイル・ショックを契機とした供給側と需要側の両方の要因に突き動かされる形で、1973-74年度頃から、「地域協調しんきん運動」への取組みを本格化し、地域密着のための渉外活動を強化していった。それは、支店から半径500mの地域（「店周」）を、定期積金を武器とする足を使った渉外活動でくまなく訪問し、顧客との密接なつながりを作り、そのきめ細かなニーズを把握し、それに応えるというものである。⁴⁸⁾ このように、オイル・ショック後

46) 榊田は信用金庫の専門性を認めていないが、一方で、会員組織のメリットとして、「地域の金融機関をみんな持っているのだという意識を満す」、「みんなのものだ、という運動への関与」という点を挙げ、「この点から、株式会社よりは会員組織の方がいいということになる」と述べている（同上、35頁）。また、「協同性の問題にしても、地域みんなの金融機関なのだという観点からつかんでおく必要がある」とも述べている（同上、12頁）。ここから、榊田は協同組織をメンバー制として位置づけていたと言ってよいだろう。ただし、榊田は「株式会社であっても差支えないと思っている。みんなのものであればいいわけです」と言い、あくまでも信用金庫が協同組織であり続ける必要性を否定している（同上、32頁）。

榊田への強い共感を表明していた清成忠男も、これに近い立場を取っている。清成は信用金庫の専門性を否定しつつ、信用金庫の本来の独自性は、「やはり何といても、協同組織に求めなければなるまい」と述べ、高度成長期に形骸化した信用金庫の協同組織を再び機能させ、会員同士の関係を活性化することを通じて、信用金庫は独自の地域性を獲得できると考えていた（清成（1977）、112-115頁）。清成のビジョンは、信用金庫の独自性を協同組織に求めている点で、榊田のビジョンとは立場が異なっているが、清成が協同組織に期待する中身は、榊田と相通じるものがある。清成は協同組織の運営は、「地域的な連帯感・帰属意識ないしは地域計画のノウハウ」などに寄与すると言う。またそれは、「有機的な協同組織としての会員の活動が、全体としてのポテンシャルの拡大につながる」とも述べている（同上、120頁）。

47) 榊田は「それぞれの金融機関を選ぶお客様の意識も、自分が最もいいと思ったところを選ぶようになってきている。[……]この現実の流れは、私が今いった方向〔有力な地域金融機関を核とする業態を超えた統合——新井〕にまともっていく力だと思う」（川口・榊田（1977）、21頁）と、長期的な競争の中で、金融機関の優劣が決まり、業態を超えた統合が促されるという考えを述べている。川口は、「コミュニティ・バンクとなりうる力をもった信金だけが生き残れ、他はそれぞれの地域の有力機関に統合されるのが当然という立場では、業界の総力結集につながる立場にはなりえない」とこうした考え方を批判している（同上、54-55頁）。

の不況の下で、信用金庫が取った対応は、「店周」への密着の強化であった。

「コミュニティ・バンク」論も、オイル・ショック後に新たな段階を迎えることになる。榊田は、『金融財政事情』1979年1月1日号に掲載された清成と四島司福岡相互銀行社長（当時）との鼎談で、オイル・ショック後に新しい顧客を獲得する必要に迫られたことを機に、店舗単位の取組みを始め、またそのことによって、初めて概念としてのコミュニティ・バンクに実践が伴ってきたと語っている。⁴⁹⁾ 以下では、そうした「コミュニティ・バンク」論の変化について具体的に説明している榊田（1978b）に依拠して、京都信用金庫が確立した地域密着の方向性を見ていく。結論から言えば、オイル・ショック後の不況と混乱の中での「暗中模索」の結果、京都信用金庫がたどり着いたのは、「地域協調しんきん運動」と同様、店舗を基本的な単位とし、「店周」（店舗から半径500m）への密着を強化することでそのエリアのニーズを徹底的に知りつくし、重点的にサービスを行うという方向性であった。⁵⁰⁾

榊田は、地域の生活者を重視した地域密着について、「結局、地域住民との人間的な接触の場を広げかつ深化させることに帰着する」と述べている。また、「高度成長時代のように点在する企業と接触しているのとは異なり、サービス密度を飛躍的に高めなければ個々の生活構造にまでかかわることはできない」と言う。⁵¹⁾ そして、こうした考えに基づく信用金庫の営業体制は、以下のようなものでなければならないと言う。

「そのためには、地域内の店舗ネットワークをよりきめ細かなものにして各店舗を中心とした徹底した営業活動を展開しなければならない。一店舗当たりのサービスエリアは狭くとるかわりに、そのエリア内のすべての人々とかわりをもち、そのエリア内のことはすべて知りつくすという仕法である。こうして各営業店ごとに地域の情報をストックし、コミュニティ・サービスのノーハウを蓄積することによって、真に地域に密着した金融機関になることができる」。⁵²⁾

また、京都信用金庫は、約5年間の苦闘の末、1978年に「地域への完全な密着」のための「徹底した分権主義による営業店体制の切替えおよび営業システムの変革」を実施した。⁵³⁾ その際、「それぞれのコミュニティにふさわしい独自のサービスをダイナミックに展開できる」よう、各店舗への大幅な権限の委譲を実施した。⁵⁴⁾ 榊田は、このような「店周」への密着と各支店への大幅な権限移譲によって、「広義の地域（京都信用金庫営業圏）だけでなく、具体的な生活の場であるより小さい地域（コミュニティ——支店の周辺半径500m程度の地域）の特色を生かした金融サービス、コミュニティ・サービスに大きく目を向ける素地が形成されていった」と述べている。⁵⁵⁾

48) 全信協編（1992）391-401頁。

49) 清成・榊田・四島（1979）180-183頁。

50) こうした結果から見れば、地域への密着が生み出す専門性こそが信用金庫の独自性であるという業界の統一見解は、一応のところ維持されたと言うことができる。

51) 榊田（1978b）332頁。

52) 同上、332頁。

53) 同上、332頁。

54) この時、支店に大きな権限を持たせるために採用された「コスト・コントロール・システム」は、「各支店および本部各セクションのそれぞれを、一種の独立した企業体とみなし、独立採算を前提として、主要な仕事を商品に置き換え、各セクション間の仕事の流れを商品売買の形で捉えるプライスマカニズムを通じて、すべてをコントロールする方法である。このシステムの採用によって、各支店は費用と効果のバランスを考えて自主的に判断し行動ができるようになった」（同上、332-333頁）。

55) 同上、325頁。半径500mという範囲について、榊田（1978a）は「これはちょうど、幼稚園児の通園圏、小学校の通学圏、奥様のごく日常的な買い物圏に対応する広さである」と述べている（205-206頁）。

4.2 営業地区（広義の地域）とのかかわりを深める取組み

(1) 東京都信用金庫協会の取組み

当時地域協調しんきん運動における中心的役割を担っていた東京都信用金庫協会（以下、東新協）は、「店周」への密着強化という基礎の上に、各区内における全ての信用金庫店舗が協力するための「地域協議会」の結成を推進した。こうした取組みは、広域に分散した店舗配置の下では、「区市町など地域のより全体的・長期的ニーズを把握しにくいし、またたとえ把握できたとしても、その要求にこたえられるだけの力をもちがたい」という認識に基づくものである。⁵⁶⁾ また、東新協は、「地域性を地銀等と同じ広域経済圏までひろげるような営業地域の拡張は原則的には制限すべきと思われる」と、営業地域の拡張による信用金庫の地域性の希薄化に警鐘を鳴らしている。⁵⁷⁾ これは、「基本方向」以来の、営業地区の経済圏への拡大という路線に対する反省の表明である。

また、東京などの大都市では、これまで個々の信用金庫が営業地区を拡大してきた結果として、狭いエリアに複数の信用金庫店舗が密集し、競合していたが、⁵⁸⁾ 同じエリアに立地する各信用金庫店舗が同時に「店周」への密着を強化すれば、必然的に信用金庫同士の競合が激化してしまう。⁵⁹⁾

東信協が地域協議会の結成を推進したのは、「店周」への密着強化、より広域の地域への貢献、および信用金庫同士の競合という問題を同時に解決するためであった。東京23区における地域協議会の結成は、1974年2月の荒川区に始まり、翌1975年3月に完了した。また、八王子市、三鷹市、調布市、東村山市においてもそれぞれ1976年5月までに地域協議会が結成された。⁶⁰⁾

各地域協議会（および東信協）は、個々の信用金庫では持ちえない影響力を発揮し、より広い地域に共通するニーズに応えようと運動を展開し、自治体（都および区）や都内経済諸団体との意見交換および協力・提携、各種制度融資の取扱いの実現などを推進した。例えば、都の制度融資については、1976年度には中小企業施設改善融資斡旋、公害防止資金斡旋制度、1977年度には住宅資金あっせん制度の取扱いが実現している。⁶¹⁾

(2) 京都信用金庫の取組み

京都信用金庫も、「店周」への密着という基礎の上に、営業地区全体とのかかわりを持つ取組みを行った。例えば、榊田が以前から重視していた、地域のための公共性の高い事業については、「地域のための事業を行なう地方自治体に、その財政面で、金融機関の立場から支援していくこと」だけでなく、「コミュニティ・バンクとして高い次元からより広範に、地域住民のために経済・文化・福祉など、さまざまなサービス・システムをつくりだし、それを媒介として、コミュニティ形成の一翼を担っていくことが必要であろう」と述べている。また、「民間企業が、地域のためというひとつの目的のために協力しあう場合」における「民間のシステム・オルガナイザー」としての役割も指摘されている。⁶²⁾

56) 東信協（1973）15頁。また、新も、地域協調しんきん運動を通じた「店周主義」の徹底は、「地区を店勢圏でおおいつくせないということを一層きわ立たせることになる」と指摘している（新（1977）、26頁）。

57) 東信協（1978）12頁。東京の信用金庫の店舗政策について、清成・榊田・四島（1979）では、人口増加のフローを追った放射線状の配置と、狭域高密度の店舗展開の2種類に分かれていることが紹介されている（187-188頁）。

58) 1975年頃、東京23区には55の信金が本店を構えており、各金庫の店舗は平均4～5区に拡がり、重なり合っていた（平石（1975a）、48-49頁）。

59) 「基本方向」では、信用金庫同士の競合という問題について、「現に大都市においては多数金庫の間に重複経営が行われているが、各自その発展の支障にはなっていない。むしろ小区域の閉鎖的な経営がその発展を制約していることの方が多い」と述べており、営業地区の拡張の方が優先されていた（全信協編（1977）、901頁）。

60) 東信協編（1978）226-227頁。

61) 同上、227-235頁。

また、京都信用金庫は、オイル・ショックと前後して、営業地区を近隣他府県に拡げている。⁶³⁾ 榊田は、そのことが進出先地域に、地域内の預貸率の向上、貸出金利の低下、融資限度額の大幅拡大、オンライン・システムによるサービスの正確性向上と迅速化をもたらしたと述べている。⁶⁴⁾

このように、京都信用金庫は「店周」への密着強化という基礎の上に、「規模と力」をもって地域に貢献するという従来からの方針を貫いていると言える。

5 おわりに

本稿では、1970年代における「コミュニティ・バンク論争」を再検討し、1970年代という日本経済の転換期における信用金庫業界が、制度の存在意義にまで踏み込んだ議論を展開しながら、地域金融機関としての方向性を模索するプロセスを見てきた。そこでは信用金庫制度の地区制限が専門性を保証しているという地域金融機関としての信用金庫の独自性が争点となり、そうした見解をめぐる業界の深い対立が明らかとなった。こうした対立は、高度成長期を通じて、その一般的な金融機関性を前面に出し、地域金融機関として発展してきた信用金庫が、時代の転換期において、自らのもう1つの側面である協同組織性の位置づけを問われたことによって、必然的に生じたものであったと考えられる。金融機関としての規模の拡大と地域への密着という相反する動機を抱えて葛藤するということ自体、協同組織であるとともに、員外預金の受入れを認められ金融機関としての発展可能性を与えられた信用金庫という業態ならではのプロセスだったのではないか。

1990年代後半以降、信用金庫の未曾有の再編が進展し、店舗の統廃合と大規模・広域化が進行した。2000年代には、そうした大手信用金庫の中から、1970年代に確立された「店周」への密着（したがって定期積金の集金）をやめ、ビジネス・マッチングを武器に、営業地区に点在する「中堅企業」に共通するニーズに応えるという新たな方向性が現れた。そのパイオニアとなったのは、西武信用金庫である。⁶⁵⁾ このような方向性は、川口試案で示され、それ以来信用金庫業界が（「コミュニティ・バンク論争」に典型的に見られるような見解の対立を内部に含みながらも）掲げてきた、協同組織性の位置づけ（営業地区制限が生み出す専門性）を活かした方向性とは言えないだろう。しかし、何らかの意味で協同組織性とのかかわりを見出すことができなければ、それは信用金庫ならではの方向性と言うことはできないのであり、榊田の「コミュニティ・バンク」論と同様に、信用金庫制度の存在意義の否定に帰着せざるをえない。⁶⁶⁾ このように、協同組織性の位置づけは、地域金融機関としての信用金庫の今後のあり方を考える上で決定的に重要な視点なのである。

（名城大学）

最終稿受理2020年3月16日

62) 榊田（1978b）337頁。最後の点について、1977年の『金融財政事情』誌上における榊田へのインタビューでは、京都信用金庫が、京都市による大規模団地（洛西ニュータウン）の開発に伴い、京都市、京都銀行、京都新聞、阪急電鉄などと共同で有線放送の会社を設立したという事例が紹介されている（榊田（1977）、33-34頁）。

63) 大阪府の一部には、1972年の枚方支店開設を皮切りに進出し、また1974年には大津市信用金庫と合併し、「滋賀県のほぼ半ば」を営業地区に包摂した（榊田（1978b）、322-323頁）。

64) 同上、324-325頁。

65) 詳しくは西武信用金庫常勤理事・事業推進部長（当時）の高橋一郎（現理事長）へのヒアリング調査（新井（2009）、80-90頁）を参照されたい。

66) 高橋は「この先、いずれエリアの考え方も変わり、現在のような1つの都道府県に大きな地銀が1つ、第二地銀が2つ、信用金庫がいくつというあり方はなくなっていく可能性もある。また、業態間の区別もなくなっていくのではないかと述べている（同上、89-90頁）。ここには1970年代における榊田のビジョンとの共通性を見出すことができる。

[参考文献]

- 新八代 (1977) 『地域経済と信用金庫——地域密着の構造』 日本経済評論社文庫.
- 新井大輔 (2009) 「都内2信金に対するヒアリング報告書」『論究』(中央大学大学院経済学・商学研究科篇), 第41号.
- (2011) 「1970年代における都銀と信金の競争激化とリレーションシップバンキング」『商学論纂』(中央大学商学研究会), 第52巻第5・6号.
- (2012) 「1980年代における中小企業向け貸出とリレーションシップバンキング」『商学論纂』(中央大学商学研究会), 第54巻第3・4号.
- 今城徹 (2019) 「京都信用金庫と榊田喜四夫『コミュニティ・バンク』を育てた愛京人」伊藤正直・佐藤政則・杉山和雄編『戦後日本の地域金融：バンカーたちの挑戦』日本経済評論社.
- 川口弘・榊田喜四夫 (1977) 『コミュニティ・バンク論争』日本経済評論社文庫.
- 川添登・榊田喜四夫編 (1973) 『コミュニティ・バンク論』鹿島研究所出版会.
- 清成忠男・榊田喜四夫・四島司 (1979) 「新しいコミュニティの展望と金融機関」清成忠男・中村秀一郎編『地域への視角——地方の時代をいかにきりひらくか』日本経済評論社.
- 金融制度研究会編 (1981) 『金融制度調査会中小企業金融機関等に関する答申集』金融財政事情研究会.
- 後藤新一 (1996) 『信組・信金合同の実証的研究』日本金融通信社.
- 齊藤正 (2003) 『戦後日本の中小企業金融』ミネルヴァ書房.
- 榊田喜四夫 (1977) 「社会システムの変革の中で機能する 地・相銀・信金は統合されたコミュニティ・バンクへ」『金融財政事情』1977年3月7日号.
- (1978a) 「コミュニティ・バンク」玉野井芳郎・清成忠男・中村尚司編『地域主義——新しい思潮への理論と実践の試み』学陽書房.
- (1978b) 「コミュニティ・バンクへの時代的要請とその実践」川添登・榊田喜四夫編『コミュニティ・バンク論Ⅱ』鹿島出版会.
- 全国信用金庫協会 (1962) 『「信用金庫発展の基本方向」読本』全国信用金庫協会.
- (1965) 『基本方向達成<第2次計画>読本』全国信用金庫協会.
- 編 (1977) 『信用金庫25年史』全国信用金庫協会.
- 編 (1992) 『信用金庫40年史』全国信用金庫協会.
- 編 (2012) 『信用金庫60年史』全国信用金庫協会.
- 東京都信用金庫協会 (1973) 「東京における地域協調しんきん運動」東京都信用金庫協会編 (1986) 『主要小論・解説集——独自性の強化・推進のため』東京都信用金庫協会.
- (1978) 「都内信用金庫の独自性発揮について」同上.
- 編 (1978) 『東京の信用金庫——東信協の25年を記念して』東京都信用金庫協会.
- 平石裕一 (1975a) 「東京における『地域協調しんきん運動』の現状とこれからの方向」『信用金庫』1975年5月号.
- (1975b) 「地域協議会は何を生みだしはじめたか——地域協調しんきん運動の都内におけるその後の発展」『信用金庫』1975年11月号.
- 村本孜 (2015) 『信用金庫論——制度論としての整理』金融財政事情研究会.
- 森静朗 (1988) 『信用金庫』教育社新書.
- (1993) 『庶民金融思想史体系Ⅳ』日本経済評論社.
- 安田原三・相川直之・笹原昭五編 (2007) 『いまなぜ信金信組か——協同組織金融機関の存在意義』日本経済評論社.